鈴鹿市上下水道局公告第１９号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の７の規定により次のとおり鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第６号）第６条の規定により公告する。

令和８年１０月２３日

鈴鹿市上下水道事業管理者　渥　美　良　雄

名称	所在地	廃止年月日
打田水道	鈴鹿市深溝町３９８５番地	令和８年９月２８日